

犬の登録と狂犬病予防注射

平成26年4月1日発行

環境保全課

☎229-3282 FAX 229-3354



犬の登録と 狂犬病予防注射は忘れずに

生後91日以上の子犬を飼う場合、飼い主には、生涯で1回の登録と、年1回の狂犬病予防注射を行う義務があります。

裏面のとおり狂犬病予防集合注射を行いますので、登録済みの飼い主は4月上旬に市が送付する案内はがきを持参し、予防注射を受けさせていただきます。会場では

犬の新規登録も受け付けます。登録がまだの場合は、右下の申込用紙に記入の上持参してください。注射当日は首輪が抜けないように確認し、犬をしっかり抑えられる人が連れてきてください。

予防注射は動物病院でも受けることができます。集合注射に行けない場合は、案内はがきを持参して、個別に注射を受けさせていただきます。

犬が死亡したときや、飼い主の住所などに変更があった場合は、環境保全課または各総合支所地域振興課へ届け出てください。

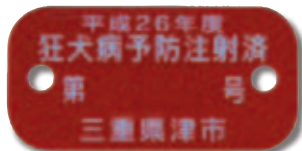
費用 犬の登録代3,000円(未登録の場合)、注射代3,200円(狂犬病予防注射代2,650円、注射済票550円) ※釣り銭のいらないようにお願いします。



犬の登録や 狂犬病予防注射の役割

人が発症すると必ず亡くなるといわれる狂犬病は、いまだに特効薬が見つかっておらず、現代医学をもってしても狂犬病の患者を助けることはできません。

狂犬病予防法が制定される1950年以前、日本国内では多くの犬が狂犬病と診断され、人も狂犬病に感染し死亡していました。このような状況の



平成26年度分の
狂犬病予防注射済票



犬鑑札

中、狂犬病予防法が施行され、犬の登録や予防注射、野犬などの抑留が徹底されるようになり、わずか7年という短期間で狂犬病を撲滅しました。このことから、犬の登録や予防注射が狂犬病予防にいかに重要な役割を果たすかが分かります。

万一狂犬病が国内で発生した場合には、発生の拡大とまん延の防止を図ることが非常に重要になります。そのために、狂犬病についての正しい知識を持ち、飼い犬の登録と年1回の予防注射を必ず行いましょう。



日本周辺でも 狂犬病が発生

現在、日本を取り巻く近隣の国、例えば韓国や中国、ロシア、フィリピンなどではいずれも狂犬病が流行しています。1961年以降人や動物の狂犬病の発生報告が無かった台湾でも、昨年狂犬病に感染・発症した飼い犬やイタチアナグマが確認されました。

国内では平成17年に犬などの輸入検疫制度を大幅に強化して備えているものの、密輸や貨物コンテナに動物が紛れて日本に運ばれてくる事例も報告されています。このようなことから、海外から狂犬病が侵入する可能性は決してゼロではありません。

犬の登録と狂犬病予防注射申込用紙

登録番号					
所有者の住所					
フリガナ					電話番号
所有者の氏名					
犬の種類	犬の毛色	性別	雄・雌		
犬の生年月日	平成	年	月	日	犬の名
その他の犬の特徴					
問診項目(愛犬について○をつけてください)					
現在、愛犬に体調の悪いところはありますか				はい ・ いいえ	
現在、何か治療を受けていますか				はい ・ いいえ	
今までに狂犬病予防注射で体調が悪くなりましたか				はい ・ いいえ	

※コピーしてご利用ください